

農林水産商工委員長報告

令和2年6月定例会

農林水産商工委員長報告をいたします。

農林水産商工委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「令和2年度島根県一般会計補正予算（第3号）」など予算案5件、「専決処分事件の報告及び承認について」など一般事件案6件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第81号議案「令和2年度島根県一般会計補正予算（第3号）」のうち農林水産部所管分では、委員から、農林大学校において今年度スタートする農業、林業における1年コース（10月開校）について、状況を教えてほしいとの意見があり、執行部からは、4月入学だけでなく、10月入学コースを設けることにより、新規就業を目指す方の多様なニーズに臨機応変に対応できるようにしたとの回答がありました。委員からは、2つのコースを持つのは大変なことだが、今年の実情をしっかりと見て、指導体制などの検討もしっかりしてほしいとの要望がありました。

次に商工労働部所管分では、委員から、プレミアム券は現金引換とあるが、これに伴う特殊詐欺被害も想定され、こういった被害を未然に防ぐ観点から現金引換以外の振込がベストではないか、またコロナの感染を防ぐ、密を避けるというところで、窓口に出かけなくてすむような決済の流れが必須ではとの意見がありました。執行部からは、まずはスピード優先、そして高齢者の方なども購入しやすいしくみとするため現金引換としているが、詐欺被害を不安に思う県民もいるということで、現金引換に加えて郵便振替の方法について、事務費を含めて検討していきたいとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第13号「令和2年度島根地域別最低賃金改定等についての請願書」は、令和2年度島根地域別最低賃金の改定にあたり、適正な賃金水準への引き上げに向けた指導・助言を行うこと、地域別最低賃金の適正な審議と当制度の周知徹底を図ること等についての国への意見書の提出を求めるものであります。委員からは、最低賃金の引き上げについては賛成だが、現在のコロナ禍にあって、中小企業団体の景気が悪化している中では、その時期について慎重になるべきであるという意見がありました。この請願については、全会一致をもって「採択」すべきとの審査結果となりました。

なお、この請願にかかる意見書については、後ほど岩田議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、農林水産部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県農林水産基本計画に関連する令和元年度の取組について」では、委員から、新規就農者、特にIターンで就農される方が、収入のことや、住居について課題を抱えているという声を聞くことがあり、相談窓口を充実してほしいとの要望がありました。執行部からは、現在17市町村が実践している、研修から就農後までを具体的にイメージできるような技術の習得や販路設定、住居の確保等をまとめて提案する「包括的就農パッケージ」について、さらにその数を増やしていく予定であると回答がありました。

また、別の委員からは、新規就農者の確保という点で、令和元年度実績が、目標に達していないことから、島根で農業を希望する人に対して、もっと島根の特徴をアピールしてはどうかという意見があり、執行部からは、県としてまずは、就農後安定した所得を確保できる道筋を示すことが重要である、就農前だけでなく就農後までしっかりとフォローアップする体制を充実させ、そのことについても売りにしていきたいという回答がありました。

次に、商工労働部所管事項についてであります。

執行部から報告がありました「新型コロナウイルス感染症への対応について」では、委員から、コロナが終息したのちの議論の中での新しい生活様式は新たな自粛要請だと認識しており、この新しい生活様式に対応できない業界、三密を避けることができない業種にとっては新たな経営難を生むことになりかねず、支援に取り残される方が出ないように、今後の策を考えてほしいという意見がありました。執行部からは、今後の新しい生活様式の中で、業種変更をしなければならないような方々の状況

をしっかりと見ながら支援を検討していく、また製造業などの厳しい状況については、幅広く地元企業の意見を聞いて対応していくという回答がありました。

また別の委員からは、コロナ禍の中で、旅行をする気持ちになれない方に対して、旅行する価値を感じられる PR をしていく必要があるのではないかと質問があり、執行部からは、まずは県内、それから中国5県、関西、首都圏と徐々に島根への旅行需要が回復すると思われるが、できるだけ早く観光業が回復できるよう業界とも連携をとりながら、取組を進めていきたいという回答がありました。

また、別の委員からは、美肌観光の PR に関して、マスコミの力を借りて、県外への PR に力を入れてほしいという要望があり、執行部からは、コロナ禍の中で十分に動けていなかったが、今後、首都圏のマスコミへの PR に努める、との回答がありました。

以上、農林水産商工委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。